

号2 奈良県教育委員会
訓令第2号
議題

訓令名	理由	要旨
奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正	<p>教育委員会事務局の組織改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>（別表関係）</p> <ol style="list-style-type: none">1 公文の記号 教育委員会事務局の組織改正に伴い、高校の特色づくり推進課、学ぶ力はぐくみ課及び健康・安全教育課の記号を新設とともに、教育政策推進課、学校教育課及び保健体育課の記号を廃止する。2 その他所要の規定の整備を行う。3 施行期日 令和4年4月1日から施行する。	

健康・安全教育課

教健

別表保健体育課の項を次のように改める。

学ぶ力はぐくみ課

教學

別表学校教育課の項を次のよう改める。

高校の特色づくり推進課

教高

別表教育政策推進課の項を削り、同表教職員課の項の次に次のように加える。

第八条中第一項を削り、第二項を同条第二項とする。

名又は課等若しくは教育機関（学校を除く。）の長名を用いることができる。

定めがある場合又は文書の性質若しくは内容により特に必要がある場合は、教育次長公文の記名は、当該事案について権限を有する者の名を用いる。ただし、法令等に

第八条第一項を次のよう改める。

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

令和四年三月 日

第五号) の一部を次のよう改正し、令和四年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会行政文書管理制度規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲

学校以外の教育機関

県立学校

事務局一般

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

(公文の記名)		改 正 案		第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者の名を用いる。ただし、法令等に定めがある場合又は文書の性質若しくは内容により特に必要がある場合は、教育次長名又は課長名を用いることができる。		別表(第七条関係)	
(公文の記名)		現 行		第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者は教育長名を、教育長に委任された事会名又は教育長名を、教育次長に委任された事項及び教育長の権限とされている事項については課長名等を用いることができる。		2 略	
第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者は教育長名を、教育長に委任された事会名又は教育長名を、教育次長に委任された事項及び教育長の権限とされている事項については課長名等を用いることができる。		3 略		記号	課等(教育機関)の名称	記号	略
第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者は教育長名を、教育長に委任された事会名又は教育長名を、教育次長に委任された事項及び教育長の権限とされている事項については課長名等を用いることができる。		2 略		記号	教育政策推進課	教職員課	略
第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者は教育長名を、教育長に委任された事会名又は教育長名を、教育次長に委任された事項及び教育長の権限とされている事項については課長名等を用いることができる。		1 略		記号	教職員課	学校教育課	略
第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者は教育長名を、教育長に委任された事会名又は教育長名を、教育次長に委任された事項及び教育長の権限とされている事項については課長名等を用いることができる。		別表(第七条関係)		記号	教職員課	高 校 の 特 色 づ け り 推 進 課	学 ぶ 力 は く み 課
第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者は教育長名を、教育長に委任された事会名又は教育長名を、教育次長に委任された事項及び教育長の権限とされている事項については課長名等を用いることができる。		2 略		記号	教 育 機 関	教 職 員 課	健 康 ・ 安 全 教 育 課
第八条 公文の記名は、当該事案について権限を有する者は教育長名を、教育長に委任された事会名又は教育長名を、教育次長に委任された事項及び教育長の権限とされている事項については課長名等を用いることができる。		3 略		記号	教 育 機 関	略	備考 略